

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年2月3日(2005.2.3)

【公表番号】特表2004-516041(P2004-516041A)

【公表日】平成16年6月3日(2004.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2004-021

【出願番号】特願2002-508720(P2002-508720)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 L 2/18

A 6 1 M 1/14

A 6 1 M 25/00

【F I】

A 6 1 L 2/18

A 6 1 M 1/14 5 4 0

A 6 1 M 25/00 4 4 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成15年1月8日(2003.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

挿入可能カテーテルをロックするための材料の製造における溶液の使用であって、前記溶液が低級アルコールと添加剤とを含む使用。

【請求項2】

さらに、挿入可能カテーテルを消毒するための溶液の使用を含む請求項1に記載の使用。

【請求項3】

低級アルコールが、エタノール、プロパノール、およびブタノールからなる群から選択される請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

低級アルコールがイソプロパノールである請求項1から3のいずれか一項に記載の使用。

【請求項5】

添加剤が、タウロリジンおよびトリクロサンからなる群から選択される抗菌剤である請求項1から4のいずれか一項に記載の使用。

【請求項6】

添加剤が、リボフラビン、クエン酸ナトリウム、エチレンジアミンテトラ酢酸、およびクエン酸からなる群から選択される抗凝固剤である請求項1から4のいずれか一項に記載の使用。

【請求項7】

少なくとも1つの低級アルコールと、

少なくとも1つの他の抗菌または抗凝固化合物と

を含むロック組成物で充填された挿入可能カテーテル。

【請求項8】

低級アルコールが約1%から99%の範囲内にあり、エタノール、プロパノール、およびブタノールからなる群から選択される請求項7に記載の挿入可能カテーテル。

【請求項9】

少なくとも 1 つの他の抗菌化合物が約 1 % ~ 9 9 % の範囲にあり、タウロリジンおよびトリクロサンからなる群から選択される請求項 7 または 8 に記載の挿入可能カテーテル。

【請求項 10】

少なくとも 1 つの抗凝固化合物が約 1 % ~ 9 9 % の範囲にあり、リボフラビン、クエン酸ナトリウム、エチレンジアミンテトラ酢酸、およびクエン酸からなる群から選択される請求項 7 または 8 に記載の挿入可能カテーテル。

【請求項 11】

低級アルコールが約 17 . 5 体積 % のイソプロパノールであり、少なくとも 1 つの抗凝固化合物が約 4 体積 % のクエン酸ナトリウムである請求項 7 または 8 に記載の挿入可能カテーテル。

【請求項 12】

挿入可能カテーテルをロックするためのキットであって、

低級アルコールおよび添加剤を含む溶液の体積を保持する容器と、

溶液でカテーテルのルーメンを満たすことを含む方法を示す取扱説明と
を備えるキット。